

あたらしい憲法のはなし

1 主 題 日本国憲法について考えよう

2 主題・教材について

1945（昭和20）年8月、日本はポツダム宣言を受け入れて降伏し、第二次世界大戦が終わった。日本は軍国主義を捨て、平和で民主的な国をつくるため、1946（昭和21）年11月3日に、日本国憲法を公布した。

憲法は、政府の権力を制限して国民の人権を保障するという立憲主義の思想に基づき、政治権力の乱用を防ぎ、国民の自由や権利を守るものである。

この教材は、1947（昭和22）年、文部省（現・文部科学省）が、中学校1年生社会科用に発行した教科書から抜粋したものである。この教材を通して、子どもたちが憲法についての理解を深め、平和な社会を志向するとともに、すべての人の基本的人権が守られているかという視点で日常生活を見つめ直すきっかけとしたい。

（関連教科・領域：社会）

- ## 3 ねらい
- ・日本国憲法が、立憲主義に基づいており、全ての国民に保障されるべき人権を規定していることを知る。
 - ・自分たちの生活の中で、憲法に示された人権が守られているかをふり返る。

4 展開例

過程	主な学習活動	指導上の留意点	備考
導入	日本国憲法について知っていることを思い出そう。		
	・小学校第6学年で学んだことなどを思い出す。	・国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3原則などが考えられる。	
展開	憲法には、どんなことが書かれているのだろう。		
	・「一 憲法」（P.64～P.65）を読む。	・国の治め方、国の仕事のやり方と基本的人権が書かれていることを押さえる。	
	どのような経緯で憲法がつくられたのだろう。		
	・憲法がつくられた経緯について、これまでに学んだことや知っていることを思い出し、発表する。	・これまで学んだことをできるだけ多く出させたい。 ・以下の点を確認する。 「国際社会では、二度の世界大戦への反省から、人権尊重の考え方が強くなり、*1948年12月10日に国連総会において『世界人権宣言』が採択されたこと。」 「日本においても、二度と戦争を起こさないという固い決意の下、1946（昭和21）年11月3日に平和主義を謳った日本国憲法が公布されたこと。」	「1 Universal Declaration of Human Rights」
	・挿絵（P.65）を見て、気づいたことや感じたことを出し合う。	・戦後の新しい国づくりに向けた希望があふれた絵であることなどを感じ合いたい。	
開	「基本的人権」とは何だろう。		
	・「七 基本的人権」（P.66～P.67）を読む	・憲法は、国の権力を制限して国民の	社会（公民的

展

※ 国際連合は、1948年12月10日の第3回総会において「世界人権宣言」を採択したことに続き、1950年の第5回総会において、12月10日を「人権デー」と定め、すべての加盟国および関係機関が、この日を祝賀する日として人権活動を推進するための諸行事を行うことを要請する決議を採択した。日本においては、法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、1949（昭和24）から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、その期間中、関係機関・団体との協力の下、同宣言の趣旨や重要性を広く国民に訴えるとともに、人権尊重思想の普及・高揚を図るため、全国各地においてシンポジウム、講演会、座談会、映画会等を開催するほか、テレビ・ラジオなど各種のメディアを利用した集中的な啓発活動を行っている。

第13条〔個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉〕

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条〔法の下での平等〕

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第18条〔奴隷的拘束及び苦役からの自由〕

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条〔思想及び良心の自由〕

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条〔信教の自由〕

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第21条〔集会・結社・表現の自由〕

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第22条〔居住・移転及び職業選択の自由〕

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第23条〔学問の自由〕

学問の自由は、これを保障する。

第24条〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第25条〔生存権、国の社会的使命〕

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第26条〔教育を受ける権利、教育の義務〕

- ① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条〔勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止〕

- ① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第29条〔財産権〕

財産権は、これを侵してはならない。

第28条〔勤労者の団結権〕

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。